

アフターコロナに向かって、事業の変革に挑む 新たな“チャレンジ”を支援します

第2弾

佐賀県中小企業新事業 チャレンジ支援補助金

最大200万円

補助率2/3

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活様式や消費行動、企業活動など社会経済が大きく変化するなか、こうした変化に対応するための新たなチャレンジを支援します。

補助対象となる事業者

以下のいずれも満たす事業者が対象です。

- ① 佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者（個人事業者を含む。）
- ② 2020年4月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月1日から2020年3月31日）の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること

補助対象となる取組項目

- ① 新商品（新サービス）の開発又は提供
- ② 販路の開拓・売上向上
- ③ デジタル化による生産性の向上
- ④ 複数の企業による新たなビジネスの創出
- ⑤ 事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編等）
- ⑥ SDGs（持続可能な開発目標）への取組

対象事業のイメージ



自動化設備導入
やデジタル化によ
る生産性向上



旅館の客室を
コワーキングス
ペースへ転換



非対面型オン
ラインレッス
ンの提供



県産農産物の
ドライ加工による
商品開発



看板メニューを
活用したレトル
ト食品の開発



脱炭素社会に向
けたエネルギー
対策として、外部
給電器を導入

補助額・補助率

補助額：下限50万円～上限200万円以内

補助率：補助対象経費の3分の2以内

申請方法等

①申請に必要な書類は、佐賀県産業イノベーションセンターのHPよりダウンロードしてください。

(<https://infosaga.or.jp/hanrokakudai/3170.html>)



佐賀県産業イノベーションセンターHP

②詳細は「公募要領」をご確認の上、申請してください。

③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、宅配便など）で提出してください。

④各公募期間終了後、申請書や関係書類を審査の上、審査結果を事務局から通知します。

【公募期間】

令和4年3月29日（火）～5月20日（金）

事業の実施

本補助金を活用する事業は、令和5年1月16日までに事業を完了いただく必要があります。

※採択審査の結果、採択となった場合は、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものが補助対象です。

補助対象経費の例

機械装置・システム構築費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託料、外注費、運搬費、研修費

お問合せ先及び申請書提出先

■佐賀県産業イノベーションセンター

佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金担当 宛て

〒840-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

令和4年3月31日まで ☎0952-34-4416

令和4年4月1日以降 ☎0952-34-4427

（平日9時から16時30分まで）